

長期財政収支見通しと財政運営の基本的な考え方（概要版）

令和2年10月 市原市

長期財政収支見通し

（1）長期財政収支見通しの大前提

- 長期財政収支見通しの試算は、現時点での税制度、地方財政制度及び本市の財政運営を基に行っており、今後の制度改正や事業計画の見直しなどに応じて変更が生じるものです。
- 本試算は、過年度実績を基に今後の収支の増減の要因を考慮しつつ、一定の仮定に基づいて機械的に推計したものであり、将来の予算編成を拘束するものではありません。また、本市のあるべき姿を示したものではありません。
- 公共資産マネジメントによる施設の再配置や大規模建設事業については、時期や規模が確定していないため、計上していません。
- 財政収支見通しの試算は、試算後の状況の変化を反映するため、定期的な見直し（ローリング）を行い、期間の延伸をしていきます。

（2）長期財政収支見通しの前提条件

【基本事項】

- ◎ 試算期間：令和3年度から令和12年度（10年間）
- ◎ 対象会計：普通会計ベース

【歳入（主なもの）】

◎ 市税：

- ・市民税：個人市民税は人口動態を勘案。法人市民税は令和元年度の決算額を基礎とし、税制改正を反映させたものを横ばい。新型コロナウイルス感染症による減収を見込む（R3～R5）
- ・固定資産税：3年ごとの評価替えを勘案、設備投資による償却資産の増を見込む

◎ 交付税：

- ・特別交付税：5千万円で固定、普通交付税：不交付の見込み

◎ 国・県支出金、市債：

- ・国・県支出金：扶助費及び普通建設事業費などの歳出に連動
- ・市債：令和5年度以降、建設事業債40億円を見込む

- ◎ 繰入金：令和3年度以降、財政調整基金繰入金は10億円を基本とする

【歳出（主なもの）】

◎ 義務的経費：

- ・人件費：経常分は令和元年度決算額を基礎とし、会計年度任用職員制度に伴う影響額などを反映
- ・扶助費：保育関連は幼児教育・保育の無償化等を反映し、その他は令和元年度決算見込を基礎として年2.5%増を見込む
- ・公債費：市債の既発分に係る元利償還金に、本試算による新規発行見込み分の元利償還金を加算

- ◎ 普通建設事業費：総合計画事業のほか、毎年度経常的に実施している区画整理事業等の実績額等を積み上げ

- ◎ 繰出金：介護保険及び後期高齢者医療事業特別会計は過去の伸び率を見込む

【人口推計】（市原市人口ビジョン展望値）

単位：千人

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口	274	273	272	272	271	270	268	267	265	264
うち生産年齢人口	162	160	159	157	156	155	153	152	150	149

（3）長期財政収支見通しの概要

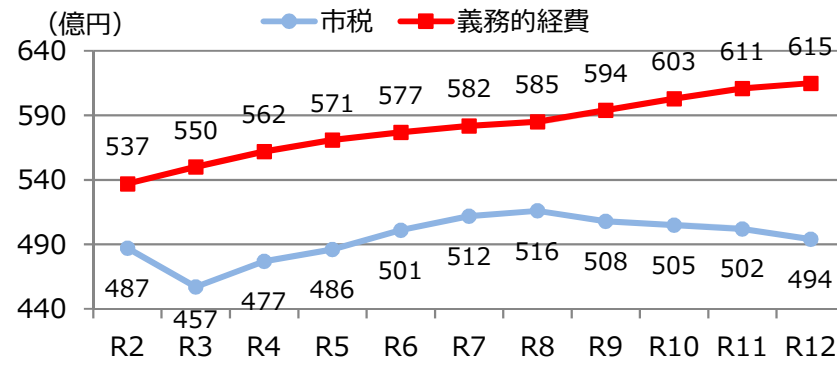
【長期財政収支見通し】

単位：億円

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	1,296	976	972	974	994	1,015	1,020	1,015	1,019	1,018	1,015
歳出	1,306	1,009	1,000	992	1,003	1,014	1,024	1,040	1,057	1,072	1,084
差	△10	△33	△28	△18	△9	1	△4	△25	△38	△54	△69

- 令和3年度以降、各年度において歳出に対し歳入が不足し、その額は、令和12年度では69億円に達することになります。
 - 令和3年度～令和12年度までの10年間でおよそ278億円（単年度平均27.8億円）の収支不足が見込まれます。
- ※本試算には、現在策定中の実行計画や公共施設の再配置等に係る事業費は、時期や規模が未確定のため計上していません。

市税と義務的経費※の見通し



※義務的経費：人件費、扶助費、公債費の合計

【経常収支比率の見通し】

単位：%

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
比率	96.4	100.6	99.3	98.4	96.4	95.5	95.5	98.5	100.7	102.9	105.2

- 長期財政収支見通しを踏まえた比率は、年々悪化の傾向にあります。
- 現状のまま推移した場合、令和3年度及び令和10年度以降は100%を超える見込み。
⇒経常収支比率が100%を超えるということは、経常的な支出を経常的な収入で賄えないことになり、基金（貯金）の取り崩しなど臨時的な収入で人件費などの経常的な支出を賄わざるを得ないことを表します。

財政運営の基本的な考え方

この長期財政収支見通しを踏まえ、収支均衡に向けた取組により収支不足の解消を図るとともに、基本的な指針を設定し、将来にわたって持続可能な規律ある財政を確保していきます。

取組方針

（1）歳入の確保と適正化

- ・市税等徴収率の向上と未収債権（滞納額）の回収促進
- ・市税収入の増大に向けた税源の涵養
- ・特別・企業会計を含む使用料等の受益者負担の適正化
- ・国・県支出金等の特定財源の獲得
- ・未利用資産の売払い、貸付等による有効活用
- ・公民連携による新たな歳入の確保
- ・有利な資金の最大限の活用

（2）歳出の抑制と適正化

- ・人件費、扶助費、公債費ほか経常的経費の抑制
- ・特別会計の繰出金適正化の推進
- ・将来負担を含めた費用対効果の検証による事業の選択
- ・公共施設個別施設計画への対応

（3）その他財政健全化に向けた取組

- ・ビルド&スクラップの徹底
- ・財政調整基金ほか積立基金の残高の確保
- ・分かりやすい財政情報の提供

基本指針

- ◆ 各年度における市債の発行額は50億円を上限とするとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡に努める。なお、大規模事業への対応により、一時的に50億円を超える発行額とならざるを得ない場合には、後年度の発行額の抑制により、恒常化しないよう努める。（ただし、災害への対応を除く。）
- ◆ 財政調整基金は取り崩しの抑制を心掛け、大規模災害及び景気変動等への対応として、標準財政規模の10%相当である50億円以上の残高を確保するよう努める。
- ◆ 今後控えている各種公共施設の大規模改修や更新に要する財源対応として、公共施設整備基金の計画的な積み立てに努める。
- ◆ 市民に市政への関心・理解を深めてもらい、市民との協働を推進するため、財政状況・財政運営の透明性の確保に努める。